板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付申請【Q&A】

No	質問	種別	回答
1	支援の対象となる経費は	共通	光熱費 (電気、ガス)、食材費、燃料費の物価高騰により影響を受けた経費が対象となります。
2	交付対象となる期間は	共通	光熱費等の経費のうち物価高騰による影響を受けた値上がり分(令和6年4月1日から 令和6年9月30日までの6か月分)を交付します。
3	支援金の交付を受けた場合光熱費等の 値上げは一切できないのか	共通	本交付金は物価高騰等に直面している介護施設に支援金を交付することにより、介護施設の負担軽減を図り、サービス利用者への負担の増加を防ぐことを目的としています。 一律禁止をするものではありませんが、本支援金交付の趣旨を鑑み、令和6年度においても光熱費等の高騰を理由とした値上げを可能な限り行わないようにお願いします。
4	支援金を受ける基準は	共通	令和6年4月1日時点で介護施設として指定を受け、かつ、実際にサービスを提供して いる区内の介護施設が支給対象になります。
5	具体的な支給額はいくらか	共通	1 施設につき、1 人当たり入所系施設は18,500 円、通所系施設は14,500 円に令和6年4月1日時点の利用登録者数(定員数が上限)を乗じた額とします。 ※通所系施設の計算例:利用登録者数(25人)、定員数(18人) 14,500 円×18 人=261,000 円(支援金交付額)
6	交付申請をしてから、交付金が振り込 まれるまでの期間は	共通	交付申請を受け付けてから随時手続きをいたします。1~2月程度を見込んでいます。 ※振込までの流れ 交付申請から振込まで1~2月程度 交付申請から振込まで1~2月程度 交付決定通知書 の送付 東請 ・ 交付決定通知書 の送付

板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付申請【Q&A】

No	質問	種別	回答
7	支援金の振込口座と、申請者は異なる 名義でも可能か	共通	交付申請の申請者と、支援金振込先口座の名義人は同一である必要があります。
8	1つの事業所で、(地域密着型)通所介護と総合事業の通所型サービスを提供している場合の考え方は	共通	介護サービスと、介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業のサービス を1つの事業所で提供している場合は、1つの交付対象施設とします。
9	1つの事業所で、(地域密着型)通所介護と総合事業の通所型サービスを提供している場合で、午前と午後で2単位を設けている場合の考え方は	通所系 施設	単位ごとで算定はせずに、1日あたりの利用登録者数等で計算をします。 ※(例)午前:利用登録者数 15 人 利用定員数 30 人 午後:利用登録者数 20 人 利用定員数 30 人 この場合は、支援金交付対象人数を 30 人とします
10	介護老人福祉施設でショートステイを 行っている場合の利用登録者の考え方 は	短期入所 生活介護	空床利用しショートステイを行っている場合は、ショートステイを利用している人数を、 介護老人福祉施設の利用者に含める形になります。 ※介護老人保健施設についても同様になります
11	利用登録者数及び利用定員数が確認できる書類とはどのようなものか	共通	各事業所で作成している利用実績や運営規程等、申請書に記載した各人数の根拠資料を 提出してください。これらの書類については、支援金交付後も必要に応じ、報告を求め又 は実地調査をする場合もあるため、交付決定に係る会計年度終了後5年間保管をお願い します。
12	利用登録者数の考え方は	共通	基準日(令和6年4月1日時点)において、サービスを利用することができる <u>契約者総数</u> になります。基準日にサービスを利用した人数ではありません。 (例)令和6年4月1日時点の契約者総数 20人 令和6年4月1日に実際にサービスを利用した人数 15人 この場合は、20人が利用登録者数になります。